

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クーリング・オフの手続き手順(ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

※電子媒体(電子メール等)でも同様の文面で通知できます。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 横浜市〇区〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など
詳しくは消費生活総合センターへ

クーリング・オフ期間を過ぎていても、
 専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。

困ったときは、お近くの消費生活総合センターにご相談ください。

あきらめないで、
 まずは相談を!



横浜市消費生活総合センター

相談専用電話

☎045-845-6666

受付時間 平日 9:00~18:00
 土・日 9:00~16:45

※祝日・休日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです

各種教室のお問合せ ☎045-845-5640

展示・情報資料室 ☎045-845-6604

消費生活総合センターって
 どんなところ?

消費者が商品を購入したりサービスを利用したときに生じる販売方法、契約、品質、価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、消費生活相談員がトラブル解決のための助言、あっせん(消費者が事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

(本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人からの通報や問合せも受け付けています。)

みんなで 高齢者の悪質商法被害防止には みまもるあにまる



関東甲信越ブロック
 高齢者悪質商法被害防止
 共同キャンペーン

特別価格

健康食品
 今ならお試し
 初回
500円

はなしあそびも

うたがうたぎ

みのがたね

それ本当に無料なの??

その広告ちょっと見せて??

それ本当に必要な買い物??

横浜市消費生活総合センター

変だな? 怪しいな! と思ったら

迷わず相談

☎045-845-6666



横浜市消費生活総合センター 検索 <https://www.yokohama-consumer.or.jp>

「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!

点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



疑って!!

- その場で判断しない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。



見逃さないで!!

- 見慣れない工業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

⚠ 外壁・床下・給湯器などでも無料点検によるトラブルがあります。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



疑って!!

- SNSやネット上の情報や広告を安易に信用しない。
- 購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存する。



見逃さないで!!

- 見慣れない商品が増えたり、定期的な同じ商品が届いていないか気にかける。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

訪問購入 (押し買い)

「不用品の買い取り」のはずが、強引に貴金属を買い取られた!



- 売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。

⚠ いったん品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。

インターネット接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、前より高額になった!



- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。

⚠ 通信回線契約には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

海産物の電話勧誘トラブル

「以前注文した方に特価でご案内」と強く勧められた!



- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否し、代金は絶対に支払わない。

架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



- 相手の電話番号に絶対に連絡しない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

⚠ SMS(ショートメッセージサービス)のほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。



●見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。